



平成 29 年 6 月 19 日

各 位

会社名	虹 技 株 式 会 社
代表者名	代表取締役社長 山本 幹雄
(コード)	5603 東証第 1 部)
問合せ先責任者	取締役経理部長 谷岡 宗
(TEL)	079-236-3221)

「第 112 回定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

平成 29 年 6 月 7 日付にて発送いたしました当社「第 112 回定時株主総会招集ご通知につ  
きまして、修正すべき事項がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、  
本ウェブサイトをもって下記のとおり修正させていただきます。

なお、修正箇所は下線を付して表示しております。

記

【修正箇所】

株主総会参考書類

第 4 号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのため  
の報酬決定の件

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容（45 ページ）

(正)

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付  
株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の  
内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、10 年間から **35 年間**までの間で当  
社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株  
式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺  
贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日より  
2 年が経過する日の前日までに**当社の取締役及び執行役員**のいずれの地位から  
も退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該  
取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然  
に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記  
(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある  
場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日より  
2 年が経過する日まで継続して、**当社の取締役及び執行役員**のいずれかの地位

にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に**当社の取締役及び執行役員**のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(誤)

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、10年間から**25年間**までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

#### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日より2年が経過する日の前日までに**当社又は当社子会社の取締役、相談役、執行役員又は使用人**のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日より2年が経過する日まで継続して、**当社または当社子会社の取締役、相談役、執行役員または使用人**のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に**当社または当社子会社の取締役、相談役、執行役員または使用人**のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

以上